○入札案内

次のとおり一般競争入札を行いますのでお知らせいたします。

令和８年 10 月 28 日

〒797-8511

西予市宇和町卯之町 4-11-2
愛媛県歴史文化博物館
指定管理者
伊予鉄総合企画株式会社

愛媛県歴史文化博物館電話交換システム更新作業について

１　入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県歴史文化博物館電話交換システム更新作業

(2) 業務概要

ア 電話交換システム更新作業（別添１「仕様書」参照）

愛媛県歴史文化博物館中央交換室へ電話交換システム本体、電源装置、周辺機器等を設置し、各フロアでの多機能電話機の取替えおよび既設アナログ一般電話機の接続を行う作業

イ 撤去作業

愛媛県歴史文化博物館中央交換室内に設置されている電話交換システム本体、電源装置、周辺機器、電話機等の撤去、不要になった付帯装置およびケーブル類の撤去

(付随する費用：搬入費、消耗品雑材費、機器取付調整費、データ設定費、諸経費等)

(3) 作業納入場所

愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目１１番地２　愛媛県歴史文化博物館

(4) 作業完了期限

令和９年２月末日まで（据付調整完了のこと）

２　入札参加に必要な資格

(1) 保守拠点が南予地域にあること。

(2) 愛媛県施設への同等の構築実績を有すること。

(3) 告示日において、愛媛県及び西予市から入札参加資格停止及び入札参加資格回避の措置を受けている期間中でないこと。開札後、落札決定者が契約締結までに愛媛県及び西予市から入札参加資格停止及び入札参加資格回避の措置を受けた場合は、契約を締結しない。

(4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 西予市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 18 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団等」という。)に関係する以下の者でないこと。

ア 暴力団員等(役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)がこれに該当する場合を含む。)

イ 暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者(役員等がこれに該当する場合を含む。)

ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(6) この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

3 契約書作成の要否

要

4 入札方法及び提出期限

(1)「仕様書」に基づき、更新作業にかかる入札書（別添２「入札書例」参 照）を提出のこと。

(2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和８年 11 月 11 日（水）午後５時 00 分

イ 提出場所 愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目１１番地２
愛媛県歴史文化博物館（総務担当）へ持参もしくは郵送

5 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問受付期間

入札案内日から令和８年 11 月 11 日（水）午後５時 00 分までとする。

(2) 提出方法

質問事項を記載した書面（様式任意）を、後記 12(3)の問合せ先へ電子メール又は FAX により提出すること。なお、電話による質問は受け付けない。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、封筒に入れて提出しなければならない。

(2) 入札書は貴社様式により作成し、直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「入札書在中」と記載しなければならない。

(3) 郵便により提出する場合は、(2)と同様の方法で作成し、入札書を中封筒に入れ、簡易書留にて入札書提出場所宛に提出期限までに到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は撤回することができない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) ２に掲げる入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札書に記載した金額その他必要事項が確認できない、又は判読できない入札

(3) 同一の入札者が二以上の入札を行った場合の入札

(4) その他、本入札に関する条件・規則に違反した入札

8 入札保証金

免除とする。

9 契約保証金

免除とする。

10 注意事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

(2) 入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

11 落札者の決定方法

(1) 本公告に示した更新業務で提出された入札書をもとに、適正に実施できると当館が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

12 その他

(1) 現場確認等

入札に参加するにあたり、当該業務に係る設計図書等の貸出し、又は現場確認を希望する場合は、入札案内日より 11 月 10 日（火）までの期間で日時を調整するので、事前に連絡のこと。

(2) 費用の負担

本入札及び契約手続きに関わる一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 問合せ先

愛媛県歴史文化博物館（指定管理者：伊予鉄総合企画株式会社）
担当：沖浦　達幸
電話：0894-62-6222
FAX ：0894-62-6161
E-mail：top@i-rekihaku.jp